

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年10月12日  
照会部署名 富山事務センター管理・厚年適用G  
照会担当者 アシスタントインストラクター 石田 隆光  
連絡先 [REDACTED]  
[REDACTED]

[業務実施部署の長の確認] 上田

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2010-038	本部受付番号 No. 2010—1033
-------------------------	----------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

固定的賃金と非固定的賃金の判別について

(内容)

<健康保険法第43条1項／昭和44年6月13日保発25・府保発11>  
2 隨時改定（2）要領中「・・・固定的賃金の増額又は減額をいい・・・」  
の固定的賃金について、下記ケースの場合、固定的賃金の変動といえるか否か、  
ご教授願います。

記

【ケース1】

22年9月随時改定として、以下の内容で月額変更届を提出

変更前	22年5月分	基本給 81,720円	他
変更後	22年6月分	基本給 76,720円	他
	22年7月分	基本給 77,200円	他
	22年8月分	基本給 82,200円	他

上記基本給の改定について、固定的賃金の変動に該当するのか疑問が生じた

ため、事業主（支社）及び本社（健康保険組合が担当）へ電話確認したところ次のとおり回答がある。

（回答）

営業職の基本給の計算については、まず毎月直前4ヶ月の成績によりポイントが査定され、そのポイントと契約件数に応じて基本給が算出される。また、この基本給にさらに支社レベルで査定が行なわれ、上乗額が加算されている。

このポイントの変動により基本給が据え置かれる場合もあれば、昇（降）給する月もある。これらの基本給の変更は、固定的賃金の変動として考え、2等級以上の差が生じたので月額変更該当とし届出した、とのこと。

### 【ケース2】

22年9月随時改定として、以下の内容で月額変更届を提出

変更前	22年5月分	職能給 59,290円	他
変更後	22年6月分	職能給 25,840円	他
	22年7月分	職能給 2,400円	他
	22年8月分	職能給 21,480円	他

上記職能給の改定について、固定的賃金の変動に該当するのか疑問が生じたため、事業主へ電話確認したところ次のとおり回答がある。

（回答）

職能給は、会社の前々月の収益状況により毎月減額率を見直し、基本給及び営業手当の額を算出している。給与規定上、基本給とは「年令給」と「勤続給」と「職能給」に構成され、このうちの「職能給」が変動したため、固定的賃金の変動として考え、2等級以上の差が生じたので月額変更該当とし届出した、とのこと。

### ＜対応案＞

毎月、本人や会社の業績により変更されるものであることから、変更後もその状態が継続するとは限らないので、非固定的賃金と判別すべきものと考える。

また、毎月ではなく一定期間（例えば3ヶ月以上）継続されるものは、固定的賃金として判別すべきと考える。

(ブロック本部回答)

疑義照会2010-515「通勤手当について」において、「報酬を決定する際に基準とする単価が変動しているのであれば、月ごとに変動を生じるものであっても、固定的賃金の変動として取扱う」と示されています。

ご照会の件は、いずれも、各基本給を構成する給料の基準とする単価の変動があったかどうかが不明であるが、単価の変動がないのであれば、隨時改定不該当とする貴見のとおりと思料します。

回答日 平成22年10月18日  
回答部署名 中部ブロック本部適用徴収支援部  
厚生年金適用支援グループ  
回答作成者 マニュアルインストラクター  
(厚生年金適用支援グループ長) 栗本 孝広  
連絡先 [REDACTED]  
メールアドレス [REDACTED]

(本部回答)

固定的賃金とは、支給額や支給率が定められているもので、その変動があれば固定的賃金の変動となる。営業成績などで賃金が毎月変動する場合でも、それにより職級等が変動し、あらかじめ就業規則等により定められた報酬が支給される場合等は固定的賃金の変動に該当する。

【疑義照会2010-642, 2010-722, 2010-925参照】

回答日 平成22年11月16日  
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ  
回答作成者 (役職名) 小玉 幸夫  
連絡先 [REDACTED]  
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認  
(軽微なものについてはグループ長)

山上